

図表 1 現行 JIS と新 JIS におけるウエットクリーニングの比較

現 行

JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法

適用範囲 家庭における洗濯などの取扱方法を指示するために、繊維製品に表示するときの表示記号及びその表示方法について規定

試験方法 家庭洗濯に関する試験方法とドライクリーニング溶剤に対する染色堅ろう度について規定
＝家庭洗濯のみが対象。商業クリーニングは対象外

ウエットクリーニングの表示記号

・対応する記号なし

現状のウエットクリーニング

・規定なし

＝各業者が個々にウエットクリーニングの可否を判断し、それぞれの技量や設備、方法で実施

新

JIS L 0001 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法 (対応国際規格 ISO 3758)

適用範囲 家庭洗濯(洗濯、漂白、乾燥及びアイロン仕上げ)及び商業クリーニング(ドライクリーニング・ウエットクリーニング)による繊維製品のケア(取扱方法)に関する表示記号及び表示方法について規定

試験方法 家庭洗濯および商業クリーニングに関する試験方法を規定

新 JIS でのウエットクリーニングの定義

・特殊な技術を用いた業者による繊維製品の水洗い処理。ただし、洗剤及び／又は水洗いによる影響を最小限に抑えるために、水洗い・すすぎ及び遠心脱水時に添加剤などを使用する場合もある。

注記 ウエットクリーニングとは、次の処理の一部又は全部を適宜組み合わせるものをいう。

水洗い(通常は温度調節及び機械作用を伴い、洗剤などの存在下で行う。)、すすぎ、脱水、乾燥(タンブル乾燥及び／又は自然乾燥)及び仕上げ。

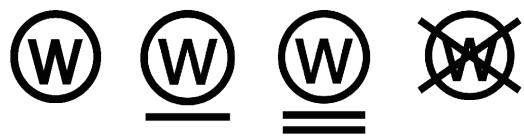
●ランドリー(新 JIS の適用範囲外)

＝業者が家庭洗濯の記号を参考に行うワイシャツなどを対象とした水洗いから乾燥・仕上げまでの処理

●工業ランドリー(新 JIS の適用範囲外)

＝対象となるリネンサプライ及び／又は作業服などのための記号及び表示方法は ISO 30023 で規程

ウエットクリーニングの表示記号



それでは、今後どのような製品にウエットクリーニングの表示が付けられるのでしょうか。

ウエットクリーニング処理と家庭洗濯処理との機械的作用(MA値)は、**W**が(液温は40℃を限度とし洗濯機で弱い処理ができる)相当、**W**が(液温40℃を限度とし手洗いによる洗濯処理ができる)相当とされています(p.12・図表2)。

アパレルが家庭洗濯記号ではなくウエットの表示を付けた製品は「①家庭洗濯ができない製品」「②家庭洗濯はできるが家庭での仕上げが困難な製品」「③家庭洗濯は避けたい製品」の3つが考えられます。

まず、①家庭洗濯ができない製品は家庭洗濯で一番弱い「手洗い表示」でも損傷が起こることを意味しており、そのような製品はウエットクリーニングでも損傷が起こるおそれがあるため、ウエットの表示もできないと考えられます。

また、③家庭洗濯は避けたい製品は現行JISで水洗い×の表示が付けられている製品の中で最も多いケースと考えられます。家庭洗濯をすると何らかの不具合(損傷)が起こる可能性がある

④表示が付けられると想定される製品は

12月1日から取扱い表示記号が変更になります

クリーニング業者に求められる 新JIS取扱い表示への対応

Vol.4

～ウエット表示の考え方～

今年12月1日よりスタートする新JIS取扱い表示について、本誌8月号では「洗浄条件の記録／ドライ編」として表示が示す範囲内で処理を行ったことを証明できるよう、取扱い表示の根拠となる試験方法の数値にもとづく自店のドライクリーニングの洗浄条件の検証や、日々の記録方法についてポイントを解説しました。

今月号では、同じく新設されたウエットクリーニングについて、新JISにおけるウエットクリーニングの考え方や、ウエット表示が付けられると想定される製品等について解説します。

新JISにおける「ウエットクリーニング」とは

今年12月にスタートする新JIS L 0001では新たにウエットクリーニングの表示が設けられていますが、まず現状でクリーニング店が行っているウエットクリーニングと新JISにおけるウエットクリーニングの考え方について整理します(図表1)。

本シリーズですでに触れたとおり、現行JIS L 0217では家庭洗濯における取扱い方法が適用範囲であり、試験方法も家庭洗濯に関する方法とドライ溶剤の染色堅ろう度についての規定のみで、商業クリーニングについては規定されていません。

そのため、クリーニング店が行っている現状のウエットクリーニングは現行JISで定められているものではなく、各業者が個々にウエットクリーニングの可否を判断し、それぞれの技量や設備・方法で行われているものです。

一方、現行JIS L 0217に代わるISOと整合化された新JIS L 0001を制定するにあたって、整合化する対象のISO 3758の適用範囲に商業洗濯(ドライクリーニングおよびウエットクリーニング)が含まれているため、新JIS L 0001にも商業洗濯の表示が設け

られました。

したがって、新JISのウエットクリーニングによる機械的作用力や仕上げについては、この表示が示す試験方法の範囲内で自店の洗浄条件との比較を行うことが基本となります。

また、新JISの解説では、商業洗濯の「水洗い」には、ワイシャツなどを対象としたランドリー、汗抜きなどと言われるウエットクリーニング、シーツ等のリネン類や各種制服等を扱う工業ランドリーがある、としています。このうち、新JISにある表示記号はウエットクリーニングのみであり、「特殊な技術を用いた業者による繊維製品の水洗いから乾燥・仕上げまでの処理」と定義されています。

なお、ランドリーおよび工業ランドリーは新JISの対象外となっています。新JISの表示の適用範囲については「記号で表示される家庭洗濯のための情報はクリーニング業者の参考にもなる」という記述があるため、ランドリーについては、家庭洗濯の表示を参考を実施することになります(工業ランドリーの対象となるリネンサプライ、作業服などのための記号及び表示方法はISO 30023に規定されています)。

図表3 参考／ウエットクリーニング記号に対応する試験方法

プログラム手順	試験法	W 1 法	W 2 法	W 3 法
	試料	一般的な試料	繊細な試料	非常に繊細な試料
被洗物質量		2.0 kg	2.0 kg	2.0 kg
洗剤量 g / 被洗物質量		20g / kg	6.5g / kg	6.5g / kg
水量		16L	26L	26L
静止満水停止装置		あり	あり	あり
主洗い		マイルド (8 秒回転・7 秒停止)	センシティブ (3 秒回転・30 秒停止)	センシティブ (3 秒回転・30 秒停止)
最高温度		40℃	30℃	30℃
最高温度時の洗い時間		15 分	15 分	5 分
排水 / 脱水		1 分 / なし	1 分	1 分
脱水		—	低	低
速度		—	1 分	1 分
時間		—	1 分	1 分
水量		14L	26L	26L
静止満水停止装置		あり	あり	あり
すすぎ 1		8 秒回転・7 秒停止	3 秒回転・30 秒停止	3 秒回転・30 秒停止
正逆回転 / 回転動作		8 秒回転・7 秒停止	3 秒回転・30 秒停止	3 秒回転・30 秒停止
時間		3 分	5 分	5 分
排水 / 脱水		1 分 / なし	1 分	1 分
水量		14L	—	—
すすぎ 2		8 秒回転・7 秒停止	—	—
正逆回転 / 回転動作		8 秒回転・7 秒停止	—	—
時間		2 分	—	—
排水 / 脱水		1 分 / なし	—	—
水量		14L	—	—
すすぎ 3		8 秒回転・7 秒停止	—	—
正逆回転 / 回転動作		8 秒回転・7 秒停止	—	—
時間		2 分	—	—
排水		1 分	—	—
脱水		低	低	低
速度		2 分	3 分	3 分
時間		—	—	—
乾燥		—	—	—
タンブル乾燥		—	—	—
排気設定温度		低	低	—
乾燥時間		60 分	6 分	—
放置 (自然乾燥)		—	—	—

※前回のドライクリーニングの試験条件と同様、上記の図表はあくまで表示を付けるための試験条件でありクリーニング店で実際に行う条件の指示ではありません。

※図表右に記した各ウエット記号に対応したプログラムの概要は、MA 試験布による洗濯機械力の評価 (次回解説) と併せて参考にしてください。

A 形基準洗濯機 (ドラム式) によるウエットクリーニング工程のシミュレーションの場合

W 1 法



一般的な試料の試験方法

参考値：MA 値 70 ～ 85

プログラム概要

主洗い、すすぎ 3 回、脱水、乾燥 (タンブル + 自然乾燥)

W 2 法



繊細な試料の試験方法

参考値：MA 値 35 ～ 45

プログラム概要

主洗い、脱水、すすぎ 1 回、脱水、乾燥 (タンブル + 自然乾燥)

W 3 法



非常に繊細な試料の試験方法

参考値：MA 値 25 ～ 30

プログラム概要

主洗い、脱水、すすぎ 1 回、脱水、乾燥 (自然乾燥のみ)

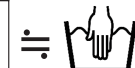
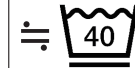
MA 試験布で
自店の洗濯機械力を
評価・比較する

※詳細は次回に続く

図表2 ウエットクリーニング表示の考え方について

機械力における表示の相関関係

JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味
710		ウエットクリーニング処理ができる。通常の処理
711		ウエットクリーニング処理ができる。弱い処理
712		ウエットクリーニング処理ができる。非常に弱い処理
700		ウエットクリーニング処理はできない。



家庭洗濯ができないものは
ウエットクリーニングできるのか?



「家庭洗濯ができない」を付けて
「ウエットクリーニングできる」を表示できるのは、

②家庭洗濯はできるが
家庭での仕上げが困難な製品

アパレル等の表示者が
ウエットクリーニング記号を表示したい製品

①家庭洗濯ができない製品

⇒家庭洗濯で一番弱い「手洗い表示」でも損傷が起こる製品はウエットクリーニングでも損傷が起こるおそれがあるため、ウエットの表示もできないと考えられる

②家庭洗濯はできるが家庭での仕上げが困難な製品

⇒家庭洗濯した結果、型崩れやシワになる。家庭では元に戻せないがクリーニングでは仕上げられるもの

③家庭洗濯は避けたい製品

⇒家庭洗濯で明らかに不具合が起きるとい根拠がなければ の表示はできない

あるので家庭洗濯はできない表示にしておいて、クリーニングに出してもらおうという考え方 (過保護表示) が該当します。

新 JIS では「上限情報」として「繊維製品の取扱いは操作の過程で、回復不可能な損傷を起こすことのない最も厳しい処理・操作についての情報」を表示で提供することになっています。そのため、「家庭洗濯してほしくない」というのは表示の根拠にならず、家庭洗濯で明らかに不具合が起こることの根拠がなければ家庭洗濯ができないという表示は付けられないこととなっています。

よって、「家庭洗濯ができない」を付けて「ウエットクリーニングができる」を表示できるのは、②家庭洗濯はできるが家庭での仕上げが困難な製品に限定されるはず。家庭洗濯した結果、型崩れやシワになる製品で、家庭での仕上げでは元に戻せないけれどクリーニングの技術や設備では仕上げられるものが該当します。

なお、この考え方を基本にした、機械力との相関で想定される表示の組み合わせは図表 2 左上の「機械力における表示の相関関係」の通りです。

また、製品の特性によってウエット表示が付けられることが想定される製品 (「表示責任者のための取扱表示

1931 繊維製品の商業クリーニングの「第 4 部ウエットクリーニング試験方法」に規定されています (図表 3)。

◆ ◆ ◆

ウエットの試験方法には図表 3 の「洗い・乾燥」のほかに「仕上げ方法」に関しても規程されています (次回以降で解説)。ウエット表示の可否を判断するための仕上げの検証については、設備や技術の問題でアパレル等の表示者が試験を行うことが不可能であるため、一部の指定されたクリーニング業者が仕上げ試験を請け負うこととなります。

なお、ウエットの表示は日本工業規格 (JIS 標準規格) に沿って付けられる以上、一般消費者からウエットクリーニングを依頼されたすべての事業者が受付・対応できることを前提としています。そのため、仕上げ試験を請け負うクリーニング業者によって技能の差 (設備や技術力) が出ないように、共通認識として表示の可否を判断する試験方法や一般クリーニング事業者が実際に利用者からの依頼で実施するウエットの対応方法を新たに決めました。

次回は、自店の MA 値の測定方法や、ウエット表示の可否を判断する試験方法および仕上げに関する共通認識の詳細について解説します。

自店のウエット処理方法の検証について

自店のウエットクリーニングが表示の意味する「回復不可能な損傷を起こさない最も厳しい処理・操作」を超えていないことを証明するためには、前回掲載のドライクリーニングと同様に、自店のウエットクリーニングと新 JIS のウエットクリーニングの試験条件を比較する必要があります。

新 JIS 取扱い表示のウエットクリーニングの試験方法は、JIS L

POINT

ウエット表示が
付けられると
想定される製品

- ・家庭洗濯はできるが家庭での仕上げが困難な製品 (ウールのジャケット等)
- ・家庭洗濯が通常できない大きな製品
- ・ダウンジャケット等、石油系ドライクリーニングによってキワツキが発生するおそれのある製品

記号作成ガイドライン」に記載) を合わせると、次のようになります。